

8 産地活性化総合対策事業のうち養蜂等振興強化推進事業

【 2 , 3 9 0 (2 , 3 4 3) 百万円の内数】

対策のポイント

- ・養蜂振興のため、蜜源確保や蜜蜂の衛生・飼養管理技術の普及の取組を支援します。
- ・花粉交配用昆虫の安定確保のため、在来種マルハナバチの利用拡大に必要な取組を支援します。

< 背景 / 課題 >

- ・平成24年に養蜂振興法が改正され、蜜蜂の適正管理、蜜源植物の保護及び増殖等を集中的に実施することが求められています。このような中、近年、蜜源植物の植栽面積が減少していることや、蜜蜂を農薬被害から退避させる場所が十分でない状況にあることから、蜜源確保が必要となっています。
- ・また、ダニによる病気が増加していること、農薬被害防止が求められていることから、蜜蜂を守るための衛生・飼養管理技術の普及が必要となっています。
- ・花粉交配用として広く利用されているセイヨウオオマルハナバチが平成18年に特定外来生物に指定され、野外への逸出防止対策が義務化されるとともに、既存の利用農家以外の飼養が禁止されたことを受け、施設園芸における花粉交配用昆虫の安定確保のためには、セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの切替が急務となっています。

< 主な内容 >

(地区推進)

1 . 蜜源植物の植栽支援 (拡充)

蜜源植物を確保し、蜂群の適正配置、農薬被害からの退避を推進するため、養蜂家を対象とした蜜源植物の植栽、管理に対して支援します。

2 . 在来種マルハナバチの利用拡大支援 (新規)

花粉交配用として在来種マルハナバチの利用拡大に取り組む地域に対して、先進地の情報収集や地域での利用実証・展示、農業者への利用技術講習会の開催等、地域での利用の拡大・普及に係る取組を支援します。

(全国推進)

3 . 衛生・飼養管理技術向上支援 (拡充)

養蜂関係者に対する衛生管理や農薬被害防止等の飼養管理に関する講習指導等技術向上のための取組を支援します。

補助率：1及び3 定額
2 定額、1/2以内
事業実施主体：1及び2 協議会
3 民間団体等

お問い合わせ先:

1 及び 3 の事業

生産局畜産振興課畜産技術室(0 3 - 3 5 9 1 - 3 6 5 6)

2 の事業

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室(0 3 - 3 5 9 3 - 6 4 9 6)

養蜂等振興強化推進事業

養蜂等を取りまく状況の変化

- 平成24年に養蜂振興法を以下のとおり改正。
 - ・届出義務対象者の拡大
 - ・**蜜蜂の適正管理**
 - ・都道府県の指導強化
 - ・**蜜源植物の保護及び増殖**
- 近年、**蜜源植物の植栽面積は減少**。農薬被害から蜜蜂を退避させたくても、**採蜜可能な退避場所が十分でない**状況。
- ダニによる病気も増加**しており、農薬被害防止対策とあわせて、蜜蜂を守るための衛生・飼養管理技術の普及が必須。
- 施設トマト等の授粉に広く利用されている**セイヨウオオマルハナバチ**が平成18年に**特定外来生物に指定**。野外への逸出が問題となり、逸出防止対策が義務化されるとともに、**既存の利用農家以外の飼養が禁止**。
- 平成21年の花粉交配用蜜蜂不足による施設園芸農家の危機的状況は脱しているが、未だ、**需給状況は逼迫**。不足が起きれば、生産コストの増加等、経営に大きく影響。
- セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの切替**や、花粉交配用蜜蜂の需給状況に左右されない**施設園芸地体制の構築が必須**。

(地区推進)

蜜源植物の植栽支援

蜜源植物を確保し、農薬被害からの退避、蜂群の適正配置を推進するため、蜜蜂全体を対象とした植栽・管理に対して支援。

在来種マルハナバチの利用拡大支援

在来種マルハナバチの利用技術実証・展示に係る取組や、先進地視察・情報収集、農業者への講習会の開催や在来種マルハナバチの導入等、地域への普及に係る取組に対して支援。

(全国推進)

衛生・飼養管理技術向上支援

養蜂関係者に対する衛生管理、農薬被害防止等の飼養管理技術講習指導への支援。

養蜂振興法の円滑な運用の推進

蜜蜂の衛生・飼養管理の徹底による養蜂経営の安定。

花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の体制強化

養蜂等を通じ、所得の増加と地域の活性化を実現